

# 暮らしと自治 くまもと

2021年12月号

第182号(通巻245号)

NPO法人 くまもと地域自治体研究所  
 熊本市中央区神水1-30-7 コモン神水  
 TEL & FAX 096-383-3531  
<http://k-jitiken.blogspot.com/>  
 メール : km-tjk@topaz.ocn.ne.jp

## 特集 子どもと子育て・教育をめぐる市民の取り組み

本号では、教育学、社会教育学、子ども・子育て論がご専門の山下雅彦先生のコーディネーターで、5の方々にコロナ禍の子どもへの影響を含むそれぞれの分野の取り組みについて論じていただきました。

### 《序論》子ども・子育て・教育の危機 をどう乗り越えるか

山下 雅彦（本特集担当、東海大学名誉教授）

#### 1 “緊急事態” 下の〈子どもの命と権利〉

第5波のあと現在“下火”になっているが、2年に及ぶコロナ禍は国民生活に未曾有の苦難をもたらした。昨年2月、安倍首相（当時）の突然の「休校要請」によって、日本の子どもと学校・家庭は大きな混乱に陥った。とくに、子どもたちには「くつくな」「声を出すな」「遊ぶな」といった彼らの本能と特性に反するプレッシャーがかけられたことはご承知のとおりである。筆者の属する「子どもの権利条約31条の会」（31条は休息と余暇、遊びと文化の権利）は、いち早く「遊びは子どもの主食」というメッセージ（4月6日）と「ガマン、している。でもやめない—遊ぶこと／学ぶこと／つながることを」というポスター（5月下旬）を普及して、全国の子どもたちを支え続けてきた。

国連・子どもの権利委員会も、「オンライン学習」への懸念を含む11項目からなる「声明」を発表した（5月8日）。

実は、こうした日本の子どもの受難は、以前か

ら指摘されていた問題がコロナ禍によって顕在化したと見ることができるのではないか。2019年3月、上記子どもの権利委員会は、次のような勧告を日本政府に発していた。すなわち、①子ども時代の貧困の解決、②競争主義からの子どもの解放、③子どもの聞かれる権利と参加、④児童虐待の防止と子どもの回復、⑤休息・余暇・遊びの権利確保、などである。

児童虐待の相談件数、子どもの自殺、いじめ認知件数、小中不登校のいずれもが過去最多を記録している現状は、文字どおり、“緊急事態宣言”に値するといえるだろう。熊本県内も例外ではない。こうした事態は「子どもの命と権利の危機」と呼ぶことができる。筆者は、子どもの人間として／個人として／子どもとしての尊厳に敬意を払う「子どもリスペクト運動」を2年前から提唱し、具体化しつつある。

本特集のために、5つの分野から貴重な報告が寄せられた。

 <b>☆もくじ☆</b>	<p>◆特集◆ 子どもと子育て・教育をめぐる市民の取り組み</p> <table border="0"> <tr> <td>《序論》子ども・子育て・教育の危機をどう乗り越えるか</td> <td>… 山下 雅彦</td> <td>… 1</td> </tr> <tr> <td>“子どもを真ん中に”対話のできる町をめざして</td> <td>… 三枝 彩子</td> <td>… 2</td> </tr> <tr> <td>「食」をめぐる子どもたちの願い</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>—「たくとう地域食堂」の活動を通して—</td> <td>… 藤井 美保</td> <td>… 3</td> </tr> <tr> <td>増加する不登校への対策と提言</td> <td>… 仙波 達哉</td> <td>… 5</td> </tr> <tr> <td>子どもの生活圏に豊かな文化環境を！</td> <td>… 富士川 佳余子</td> <td>… 6</td> </tr> <tr> <td>教育への政治の不当介入を許さない</td> <td>… 原口 宏司</td> <td>… 7</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍における医療と介護の現場から</td> <td>… 川上 和美</td> <td>… 9</td> </tr> <tr> <td>地域を良くするための新たな12の研究課題</td> <td></td> <td>… 11</td> </tr> <tr> <td>コラム肥後の散歩道（北岡 秀郎）・注目の書籍紹介・編集後記</td> <td></td> <td>… 12</td> </tr> </table>	《序論》子ども・子育て・教育の危機をどう乗り越えるか	… 山下 雅彦	… 1	“子どもを真ん中に”対話のできる町をめざして	… 三枝 彩子	… 2	「食」をめぐる子どもたちの願い			—「たくとう地域食堂」の活動を通して—	… 藤井 美保	… 3	増加する不登校への対策と提言	… 仙波 達哉	… 5	子どもの生活圏に豊かな文化環境を！	… 富士川 佳余子	… 6	教育への政治の不当介入を許さない	… 原口 宏司	… 7	コロナ禍における医療と介護の現場から	… 川上 和美	… 9	地域を良くするための新たな12の研究課題		… 11	コラム肥後の散歩道（北岡 秀郎）・注目の書籍紹介・編集後記		… 12
《序論》子ども・子育て・教育の危機をどう乗り越えるか	… 山下 雅彦	… 1																													
“子どもを真ん中に”対話のできる町をめざして	… 三枝 彩子	… 2																													
「食」をめぐる子どもたちの願い																															
—「たくとう地域食堂」の活動を通して—	… 藤井 美保	… 3																													
増加する不登校への対策と提言	… 仙波 達哉	… 5																													
子どもの生活圏に豊かな文化環境を！	… 富士川 佳余子	… 6																													
教育への政治の不当介入を許さない	… 原口 宏司	… 7																													
コロナ禍における医療と介護の現場から	… 川上 和美	… 9																													
地域を良くするための新たな12の研究課題		… 11																													
コラム肥後の散歩道（北岡 秀郎）・注目の書籍紹介・編集後記		… 12																													

## 2 止むことのない市民の取り組み

まず第1の三枝報告は、「山都町の子育てと教育を考える会」の立ち上げの理由とその後の積極的な取り組みを紹介している。わが子のいじめや不登校の問題で学校・教育委員会に訴えても埒（らち）が明かず、「子どもの権利条約」を支えに、文科省のガイドラインに当たる…。陳情や公開質問状に取り組み、選挙公報がないという現実も知る。“進んだ市民、遅れた学校・行政”の構図が浮かび上がる。地域に人権と民主主義を根づかせる実践といえよう。キーワードは「対話」。

第2の藤井報告では、子ども食堂が「貧困対策」にとどまらず、「共食」「多世代交流」「居場所」の機能をもっていることがイメージ豊かに示される。コロナ禍で公共施設が使用禁止となった経験もふまえ、行政の積極的な支援と柔軟な対応を求める訴えも見過ごせない。

第3の仙波報告は、今や、不登校の子どもたちの県内最大の“受け皿”となった熊本学習支援センターの経過・現状報告である。不登校・登校拒否の増加は、氏も言うように、現在の学校が子ど

もにとって「安心と信頼の場所」でなくなっていることの半ば必然的な現れだろう。過日、NHKで全国に17校（公立8校、私立9校）ある「不登校特例校」についての特集があったが、岐阜県の特例校の校長は「ここは子どもが中心の学校です」「なくなるのが目標です」と、その本来的矛盾も語っていた。「10の提言」は、支援センターの「悪戦苦闘の日々」から国と自治体に向けられた切実な要求である。

第4の富士川報告は、設立から半世紀を歩み続けた熊本の子ども劇場の到達点と、さらなる夢が語られる。子どもにとって「文化・芸術」は“ぜいたく品”ではなく、生きるのに不可欠な子ども時代の権利だ。子ども劇場が地域や自治体とのつながりを大事にする、視野の広い運動であることもよく分かる。

第5の原口報告は、問題だらけの歴史教科書への“まさかの採択替えか”という事態に立ち上がった教科書ネットの取り組みである。子どもたちが日々学ぶ教科書が、眞の批判精神と主権者を育てるものになっているか、関心をもちたい。

## “子どもを真ん中に” 対話のできる町をめざして

山都町の子育てと教育を考える会 代表 三枝 彩子

### 1. 会設立以前の個人の行動

教師や部活動の指導者などの不適切な言動、また、いじめなどによって子どもが傷ついたことが判明したとき、たいていの保護者は子どもを守ろうとすると思います。子どもや保護者からの訴えがあったら、学校も子どもを守り、子どもの意思を尊重する形で解決に向けて動いてほしいのですが、実際はどうでしょうか。

当会で把握している相談・問い合わせ後の流れの例を紹介します。学校に伝えても真摯な対応をしてもらえないと感じたため町の教育委員会に相談したケースでは、教育長から校長に確認がなされ、校長が「とくに問題なし」と回答すればそれでやり取りが完結した扱いとなったようです。県の教育委員会に相談しても同様で、「どうなっていますか」と町の教育委員会に問い合わせることはできるが、それ以上のことはできないそうです。県から問い合わせを受けた町の教育委員会は学校に問い合わせ、以後は上記同様となります。

本当に問題を解決したいと願う保護者は、「モンスターペアレント」扱いされないよう、つとめて礼儀正しく、冷静に学校や教育委員会へ相談をしています。しかし、担当者に話を聞いてはもら

えても、具体的な動きはなく、結局わが子の状況は変わらないというケースがあるのです。

ある学校のいじめが原因の不登校の例では、学校は不登校となった子にさまざまな配慮はしてくれても、本質的なことには触れず、加害者側へのケアについての報告が子どもにも保護者にもなされていません。それでは不安は解消しないままなので不登校は継続します。困った状況を改善したい、学校と対話して解決に向かいたいと真剣に願う保護者一人ひとりは、それが叶わないことで大いに疲弊し、あきらめていきます。その背中を見て育つ子どもも、あきらめを学び育っていくことになります。

### 2. 会の立ち上げ

こうした状況に傷つき、「ひとりでは無理」と思い知り、もどかしい思いを抱えた保護者たち。また、自らの経験から子育てと教育に深い思いのある人たち。そういう人々が集まって、「山都町の子育てと教育を考える会」（略称：yamaco）を立ち上げました。

なかなか声を上げにくい雰囲気のある町で、困りごとを打ち明け合い、協力し合う関係を築いて

いく相手を見つけるのは難しいことです。しかし、ひとたび会を立ち上げた途端、誰にも相談できずに悶々としていた人たちの声が次々と聞こえてきました。

私たちは問題を「解決できます」とは言えません。しかし、共に語り合い、解決への道筋をイメージしていくことはできます。「困ったね」と言い合えるだけでも、家族だけで悩んでいたときよりかなり心が軽くなります。さらに、できる限り具体的に動いてみるようになっています。わが子だけでなく、次の子たちとその保護者たちが楽になるようにと願いながら。

これまで、困りごとが生じたときには、保護者は学校や教育委員会などの行政へ直接相談するしかありませんでした。民間団体ができたのは画期的なことと考えています。行政が「それはできません」ということに対し、情報を得、知恵を絞り、「これならどうですか」と提案したり、学校や教育委員会のやり方について見つめ、おかしな点を伝える。一人では言いにくいことでも、会としてならやれるという面があると思います。

### 3. 会の活動

2021年5月に会を立ち上げ、6月議会に陳情を提出しました。「いじめ防止対策推進法」に基づく町のいじめ防止基本方針など、既にある枠組みを実効性ある形で運用できるよう、体制を整えてほしいといった内容です。結果は趣旨採択でした。陳情の実質的な審議を行ったのは、総務常任委員会です。趣旨説明と傍聴を希望しましたが、委員長の許可を得られませんでした。委員会の議事録は作成されません。議論の詳細を確認する術がないのには驚きました。

はじめて陳情をしてみて、興味をもって見つめる市民の目がなければ、民主主義は機能しないということを痛感しました。その後、町の教育委員会へ質問と要望を提出しました。教委から回答がありました。さらに確認事項が生じたため、や

り取りを継続中です。

また、子どもに関わる問題を町長にも知ってほしいと考え、7月に町長との懇談会を申し込みましたが、断られました。他団体とは懇談をしているにもかかわらず、当会とはできないとする理由についての回答は得られていません。7月、町議へ教育問題を中心とした公開質問状を発送し、14名の議員のうち8名から回答をいただきました。回答と集計結果は当会のブログにて公開しています。10月に町議選がありましたが、山都町では町議選の選挙公報は作成されません。候補者の主張や政策を知ったうえで投票ができるように、選挙管理委員会に対し、8月に選挙公報作成の要望書を提出しました。

10月、町内のレンタルスペースを借りて、「yamacoカフェ」を開催しました。子連れのお母さん方を中心に楽しんでいただくことができました。

各活動は、ブログで公表しています。

### 4. めざすところ

学校や教育委員会の職員の皆さんはまじめに働いておられるのに、困っている子どもが救われないのはなぜなのでしょうか。私たちは大きなずれ違いがあるように感じています。

本来、学校は子どもの学ぶ権利を保障するための「安心して学べる場」であるはずですが、大人の側には「子どもを管理し評価するのが学校」という思い込みがないでしょうか。また、いろいろな事例から、子どもの言うことよりも大人の言うことの方が信じるに値するとばかりに、事実を自分に都合よくねじ曲げて説明する大人たちが教育現場に何人もいることもわかりました。だからこそ、「子どもの権利条約」の理解を広げることが重要であると感じています。

行政と保護者が対立するのではなく、“子どもを真ん中に”お互い敬意をもち、対等に話ができる町にしたいと願っています。

## 「食」をめぐる子どもたちの願い —「たくとう地域食堂」の活動を通して—

藤井 美保（熊本大学教育学部）

### 1.たくとう地域食堂について

たくとう地域食堂は2016年に活動を開始した、いわゆる「子ども食堂」です。託麻東地域コミュニティセンターで毎週木曜日に朝食を提供しています（夏休みと春休みには朝食に代えて週に1回

昼食を提供）。子どもと高齢者は無料で、おとなは200円（昼食は300円）です。子ども料理教室や食育講座なども不定期に開催し、食育や環境教育にも取り組んでいます。使用している食材は、農家から寄附されたお米や卵、野菜を中心に、フー

ドパンクなどを通じて提供される野菜、肉、魚などです。加工食品を使用することはほとんどなく、だしあは天然だし、マヨネーズやドレッシングなどはなるべく使わないようにしています。

主な利用者は託麻東小学校の子どもたちですが、最近は二岡中学校の中学生も来てくれるようになりました。保護者や高齢者、小学校の先生なども利用しています。予約は不要で、子どもたちは朝の通学途中に立ち寄ったり、いったん登校してから友達や先生と一緒に来たりします。地域の婦人会が中心となって運営していますが、校区外から参加するボランティアの方もいますし、熊本大学の学生がボランティアに行くこともあります。

子ども食堂というと「子どもの貧困対策」というイメージが強いのですが、実際は「共食」を中心とした「多世代交流」の場であり、地域の「居場所」としての機能が大きく、子どもの貧困対策はその一部に含まれます（湯浅、2017）。貧困の子どもばかりではなく、だれでも利用でき、他者とつながることのできる活動が子ども食堂なのです。

## 2. 「おいしい朝食をたっぷり食べたい」

週に1度の登校前の開催なので、残念ながら子どもたちとゆっくり話をする暇はほとんどありませんが、それでも時々、子どもたちの日常生活の様子を垣間見ることができます。いつもおにぎりを5～6個、多い時には10個ぐらい食べる子や、卵焼きや具だくさんの味噌汁を何度もおかわりしたがる子もいます（味噌汁は塩分が多いので2杯までとしています）。そんな子どもたちに家庭の朝食について尋ねると、「食パンだけ」とか、「バナナを食べてる」といった答えが多く、「この朝ごはんはおいしい」と付け加えてくれることもよくあります。

この子たちは、いわゆる貧困状態にあるのかもしれないし、保護者の仕事が忙しく朝食の準備に時間をかけられないのかもしれません。子どもの食事は家庭の責任として保護者のみを責めても問題は解決しません。貧困をなくし、日本社会全体の働き方（働かされ方）を大きく変えていかなければならぬと思います。そして、子どもの成長・発達は「まったくなし」ですから、子どもたちに直接に食事を提供する子ども食堂のような活動をさらに展開していく必要があります。ちなみに、イギリスには「朝食クラブ」という活動があり、経済的に厳しい地域では地方自治体が費用負担をして学校内で毎朝食事を提供しているところもありますし、費用は保護者負担で子どもに朝食提供をするサービスもあります。

## 3. 「みんなで一緒に楽しく食べたい」

新型コロナ感染拡大以前は、10数人の子どもたちが輪になって、学校が始まるギリギリまで、1時間くらいかけて楽しそうに食事をする風景を見られました。1人で来て、ボランティアの大学生にいろいろ話かけながら食事をする子もいました。

「ここは自由だから楽しい」とか「家で食べたけど、みんながいるからここでも食べる」といった声も時おり耳にしました。子どもたちは、みんなで一緒に楽しく「共食」したいと思っているのです。「共食」は子どもの社会的発達にとって重要な役割を果たすものであり、人間らしさの象徴でもあります（外山、2008）。しかし家庭では孤食が進み、学校では給食時間が短く、ゆっくり楽しむ食べることができない状況が全国的に見られ、「無言給食」を実施している学校や学級もあります。家庭の食生活や学校給食のあり方を考え直す必要もありますが、そんな中で、子ども食堂は貴重な「共食」の場を提供していると言えます。

## 4. コロナ禍における子ども食堂の課題

このように子どもたちの食と発達を支える子ども食堂は、決して「不要不急」の活動ではないのですが、しかし緊急事態宣言やまん延防止等特別措置が発出されるとコミュニティセンターが使用禁止となるため、何度も活動を休止せざるをえませんでした。民間の施設の利用も検討しましたが、子どもだけでも来ることができる立地条件や調理設備などの点で問題があり、実現には至りませんでした。また、活動を再開しても、感染予防のため座席どうしの距離を十分にとり、アクリル板の衝立を設置したり、なるべく話をしないように注意を促したりしています。そのためか最近は子どもたちが全体的におとなしく、元気がないように感じられます。いわゆる「新しい生活様式」によって人々がつながりにくくい状況の中で、子どもたちの「食」を支援し、「共食」への願いに応えるためにどのようにすればよいか、コロナ禍において子ども食堂が挑戦している大きな課題ですが、行政も支援を惜しまず柔軟に対応してもらいたいものです。

### 【参考文献】

- 湯浅誠『「何とかする」子どもの貧困』（角川新書、2017年）
- 外山紀子『発達としての共食—社会的な食のはじまりー』（新曜社、2008年）



## 増加する不登校への対策と提言

熊本学習支援センター 代表 仙波 達哉

### 1. 熊本県における不登校の現状

10月14日（木）の新聞報道によれば、県内国公私立の小中高588校の中で不登校児童・生徒は最多の3,605人、前年度比288人増で5年連続の増加である（2020年度）。内訳は小学校889人（前年度比118人増）、中学校2,107人（194人増）、高校609人（24人減）と過去10年で最多の数である。文部科学省は、コロナ感染の影響で生活リズムが崩れたことを要因の1つとみているが、今後も増加するとの見込みである（下線は仙波。以下同じ）との見解を示す。

不登校の定義とは、「年間30日以上登校せず、学校が不登校と判断した者」とあるのだが、実際は、週に1回とか2回登校する児童・生徒の数は、これ以上に存在する。不登校の生徒をこの範囲まで拡大するとすれば、約3倍、熊本県内で、およそ、1万人の子どもたちたちが、さまざまな困難を抱え、登校を渋り、学校に行きたくても行けない現状にある。とくに危惧される状況は、不登校・ひきこもりの児童が低年齢化（小学2年生～3年生）していることである。ここ数年、小学校児童の不登校の数は急増し、安否確認の取れない子どもたちも増加しているのが現状である。

### 2. 教育機会確保法が求める方針とは

2016年12月14日、「教育機会確保法」が議員立法として公布されてから3年、見直しが行われたが、不登校・ひきこもりの数は減少するどころか、増加の一途であった。さまざまな困難を抱える子どもたちの学習権のありかたが問われる大きな課題である。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」、いわゆる教育機会確保法の目的は、「教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的推進」となっている。第5条においては、国・地方公共団体、民間団体等の密接な連携、第6条「国及び地方公共団体は、教育機会の確保に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする」と記されている。

しかしながら、現在、不登校・ひきこもりの児童・生徒を支援している民間団体の多くは、財政

上の支援もなくボランティアで対応している。行政の教育支援センター等には、施設・人員などの財政保障がなされているが、不登校・ひきこもりの児童・生徒に対応している数は、圧倒的に民間の方が多い、民間による教育支援団体の力によるものである。また、令和元年10月25日、文部科学省からの「不登校児童支援の在り方について」の通知が出され、「学内外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる」と定めた。フリースクール等での出席扱いを認めたということである。

不登校の子どもたちの中にも、さまざまな子どもがいる。とくに、登校を拒否する子どもたち（登校拒否）にとって、この出席扱いは大きな意味をもつ。現在の学校が、安心と信頼の場所であると思えない以上、不登校の子どもたちは増加していく。このような状況のなかで国は大きな指針を出していくのだが、地方自治体の対応がなかなか進んでない状況である。一刻も早く、地方自治体での具体的対応が求められる。

### 3. 不登校対策への提言

増加する不登校・ひきこもりの子どもたちの支援を行っている熊本学習支援センターは7年目となる。当初10人程度の生徒が今や10倍以上、126名の子どもたちの学習支援・生活支援を行っている。熊本学習支援センターは、「困難を抱え、行き場所のない子どもたちに寄り添い、ひとりひとりの子どもたちを自立させていく」ことを目的としている。県下に7教室、ひとつの民間教育支援団体としては、県内最大の支援団体である。

しかしながら、現場は、悪戦苦闘の日々である。特質のある子ども、極端に学力不足の子どもなど…。そうした子どもたちの多くが、センターにたどり着くまでに、3か月から半年間は、家から外出られないひきこもりの状態。このような子どもたちを、一歩外に出てやることのサポートから始めている。外に出るまでに、3か月、センターに通えるまでに3か月。子どもたちの受けた傷は根深い。時間をかけ、急がないで、このような子

どもたちを救っていくためには、まだまだ、乗り越えなければならない壁が大きい。

以下、不登校対策に対する提言を記載します。

### 【不登校対策・10の提言】

- ① 各地域に民間の教育支援施設（子どもの居場所）を増やしていくこと。
- ② 民間の教育支援団体への十分な財政支援を行うこと。  
⇒支援団体へ入校する子どもたちは無償で入校できる財政支援を行うこと。
- ③ 包括的教育支援団体（各教育支援団体をまとめていく仕事）の設立。
- ④ 民間と行政（熊本市・熊本県）との教育支援

連絡協議会を開催していくこと。

- ⑤ 熊本市の生活困窮家庭への民間委託事業（学習支援委託事業）の細分化。
- ⑥ 各地域で、学校・民生委員・SSW・教育支援団体との連携協議会発足。
- ⑦ 民間教育支援団体にタブレット・Wi-Fi・インターネット環境の補助・設置。
- ⑧ 不登校・ひきこもりの支援に当たる大学生の教育実習並びに単位付与。
- ⑨ 公・私立大学における「教育支援団体の講義」を推進。
- ⑩ 行政の広報誌に、「不登校・ひきこもり支援団体」の掲載と説明を行う。

## 子どもの生活圏に豊かな文化環境を！

（特定非営利活動法人）熊本県子ども劇場連絡会 副代表 富士川 佳余子

### 1. 誕生から50年を迎えた熊本の子ども劇場

土曜日の午前、小さな会場で0歳～3歳向けの人形劇が、親子10組ほどが集まって始まります。見知らぬ場所はちょっと怖くてドアのところで立ち止まったり、ママに抱きついたり、中には泣き出す子も。そして、ママのお膝に何とかお座りてきて、舞台が始まると、子どもたちは照明が当たった明るい方から聞こえてくる音や人の声、動きに吸い寄せられるようにジーッと見入ります。中にはトコトコ舞台に近づいたり、音楽に合わせてお尻をフリフリしたり、そして安心してママのお膝に戻っていくと、すぐまた動いてみたりと身体全部で楽しんでいます。ママたちは家では見られなかつたわが子の反応にびっくりすることも多いです。この10数年、乳幼児対象の作品（ベイビーシアター作品）が創られるようになりました、子ども劇場も公演の機会を積極的に設けています。

1972年に子ども劇場が熊本に誕生して、ちょうど50年を迎えます。その5年前に福岡で最初の子ども劇場が生まれ、その時のスローガンが『子どもに夢を！たくましく豊かな想像性を！』です。活動の大きな2本の柱は「子どもの舞台芸術との出会い」と「異年齢による自主活動」でした、それは今も変わっていません。

この間、「子どもの舞台芸術との出会い」は様々な形を考えながら、県内で広げてきました。縦軸に子どもの年齢に合った舞台芸術との出会いを置き、横軸にいつ・どこで・どのような形で出会いを創れるのか、今も模索し続けています。冒頭に記した一般の方向けの乳幼児作品公演もその一つです。

### 2. 地域公演のひろがりと公立文化施設への働きかけ

もともと子ども劇場は会員制でスタートしましたが、1990年前後からそれまでの活動の蓄積を生かして、もっと多くの子どもたちが舞台と出会えるようにと「地域公演」を始めました。例えば、会員の住む地域のコミセンや公民館などで舞台を観られるようチケット売りと合わせて地域のお店から協賛を集めて財源をまかない、子どもたちはお友達を誘って肩寄せ合って舞台を楽しみます。また、保育園や幼稚園主催、学校や子ども会やPTA主催、地域の実行委員会主催などで公演ができるよう、作品の提案・劇団とのつなぎ・舞台当日の支援などコーディネーターの役割を続けています。毎年このような地域公演は、あそびのワークショップなど合わせると50～60ステージになります。

もう一つ続けているのは、公立文化施設（ホール）への働きかけです。ホールの自主事業の中に子ども対象の作品を入れて欲しいと、働きかけを始めました。公のお金（税金）で地域の子どもたちに舞台を届けて欲しいと思ったのです。ジャンル・対象年齢・規模・内容・経費などを考慮し、作品を提案していきます。ほぼ、1～3施設が毎年取り上げてくれています。来年度も2つのホールと大型人形劇の公演協力が決まりました。

また、5年前の熊本地震では、全国から集まった支援金で、劇団の協力を得て4月から夏にかけてあそびの会や地域公演など50ステージほど県内で実施しました。昨年の人吉・八代豪雨でも被災地公演に取り組みました。

### 3. 私たちの願い

私たちの願いは、1人の子どもにとって、乳幼児期から思春期くらいまで年齢に合った舞台芸術作品と出会える環境があり、小さいころから地域の仲間とたっぷりあそび合える時間と空間の中で、子ども時代を豊かに過ごせる、そんな環境を全ての子どもたちの生活圏に創りだせたらということです。

子ども時代の、心揺さぶられる感動、仲間との共感・対立・葛藤などの体験は何にも代えがたい宝物です。仲間と共に育ちあい、また自分自身と対峙する時間の中でそれらが生きる力になっていくと、これまで多くの子どもたちと関わって強く思います。

このような願いを実現するためには、地域に子どもの文化環境をつくる大人のネットワークの層を幾重にも張り巡らしたいと思うのです。会員制で培った力を地域の住民としてもっと社会に活かすことが私たちの大きな使命を感じています。

この7月に50周年企画として取り組んだ大型人形劇では、クラウドファンディングで個人から寄付を募り、養護施設の子どもたち、シングルマザーの親子、熊本地震で被害を受けた益城町の親子などをご招待することができました。また、冒頭に書いた乳幼児の人形劇公演会場は、市内に17か所を持つ葬儀場の会社が無償で会場を貸してくださっています。

今年度はこれまでに4か所で乳幼児親子向けの公演ができます。このように、個人の方や企業の方との協力で実現できることが少しづつ増えています。

### 4. 「子どもの権利条約」第31条が励まし

私たちの、“すべての子どもたちに豊かな文化環境を！”との願いは、1989年に国連で採択され1994年に日本が批准した『子どもの権利条約』第31条（休息、余暇、遊び、レクレーション活動、文化的生活、芸術についての子どもの権利）を具現化したそのものでした。私たちが活動するに当たり心強い励ましになっています。

そして今、更に考えることは、もう一歩大きな枠づくり—それは子どもに対する地域社会のコンセンサスが『子どもの権利条約』を基本にしたものができると、子どもにとってあらゆる分野で「最善の利益」がもたらされるのではと思います。その中にももちろん「子どもの文化権」が入ることを望みますが…。

今年の4月1日に施行された「東京都こども基本条例」をみると、「『こどもを大切にする』視点から、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの目線に立った政策を推進していく」とはつきりうたっています。全国では2021年4月現在、50自治体が「子どもの権利」に関する総合条例を制定しています（一般財団法人・地方自治研究機構のホームページより）

コロナ禍でますます安心して自分が自分でいられる子どもの時間が細つてきていています。これからも子どもに寄り添い、地域の活動現場からの発信を続けていきたいと思います。



## 教育への政治の不当介入を許さない

教科書ネットくまもと事務局 原口 宏司（元中学校教師）

### 1. 異例の教科書再採択をめぐって —熊本市教委への請願と傍聴

ご承知の通り、教科書検定は4年に一度行われ、中学校の教科書は昨年2020年度に各教育委員会などが学校で使う教科書を決める採択を行い、本年度から使用されています。「新しい歴史教科書をつくる会」系の自由社版は、19年度実施の中学校歴史の教科書の検定で「欠陥箇所」が405か所指摘され不合格となりましたが、20年度に再申請し、検定で指摘のあった83か所すべてを修正して合格しました。つまり4年に一度の原則が壊されたのです。2021年7月15日、教科書ネットくまもとの

事務局長から次のような連絡がありました。

「熊本市教育センターから、8月10日（火）午前10時から臨時教育委員会会議を開くという連絡がありました。ホームページを見ますと、以下のように書かれています。これに対しては、請願を出して（2）の歴史分野の採択は止めて欲しいと申し入れをしなければなりません。一度、集まりましょう。

（1）…〔略〕…

（2）令和4年度（2022年度）使用中学校教科用図書（社会〔歴史的分野〕）採択について」。

事務局会での話し合いの上、熊本市教育長に提出した請願書の骨子は以下の通りです。

#### 【請願事項】

中学校社会科歴史分野の教科書の再採択を中止することを求める。

#### 【請願の理由】

- 文科省の通知は採択をやり直すことの要請ではなく、実施できるかどうかは地教委の判断で決めることができると説明した。全国的にも再採択をしないと決めた地教委は数多くある。ところが熊本市教委は、7月15日のホームページで突然再採択を行うことを公表した。それまでの市教委會議ではこういう議事はなかったのに、なぜ開催するのか説明もない。「説明責任を果たすため」というが、誰に対するものなのか全く納得できるものではない。万一「採択替え」を行うとなれば、4年間の指導計画を立ててきた現場の先生方が混乱されることは容易に推測できる。全国でも、現場が混乱することが再採択を行わないことの「説明責任」の根拠としている自治体が殆どである。よって、歴史教科書だけの再採択を行う必要はない。
- 自由社版の歴史教科書は、真面目な歴史研究者が執筆したのか疑われるほどのひどい内容であり、中学生の理解を超えるむずかしい事件・人物(神武東征説、冊封体制、黄禍論、金玉均、ケマル、アタチュクルなど)が列挙されており、QRコードもないなど採択の対象にならない。

## 2. 結果と課題

事務局の5名で傍聴した同年8月10日の臨時教育委員会会議で、私たちが提出した請願書は、「今まですべての教科書について議論してきたので、今回も採択すべきである」という理由で不採択となりました。「今まで」4年に一度採択してきたのに、なぜ今回だけ再採択に応じるのかには触れられず、傍聴席の私たちは顔を見合わせるだけしかできませんでした。その後、市教委の調査研究報告によると、昨年採択された東書版と自由社版の内容が比較検討され、自由社判は不採択とはなりました。今までになかった「太平洋戦争」と「大東亜戦争」、「南京事件」など歴史認識に踏み込む調査であったことは評価できるものの、“後出しじやんけん”のような「再採択」がまかり通つていいものでしょうか。

9月に熊本市以外44の地教委にお願いした「採択替え」に関するアンケート調査に回答があつた8つの地教委では「採択替え」はされておらず、3月の自由社版が追加合格したことに「よくない」との意見がありました。また、4年に一度の制度

に「例外ができた」「崩れた」ことの考えについて、「選択肢が増えること自体はよいが、一度決定したにもかかわらず再検討の場を設けること、特定の教科書に焦点を当てて再採択事務を行うことは、他の教科書との取り扱いの不公平感が生じると思う」「採択替えをする場合、多大な労力を要するため、可能な限り通常の採択期間で審議されることが望ましい」「採択制度の根幹に係わることであり、現場の混乱につながりかねない」という意見が寄せられました。私たちは、中高一貫校の所管である県教委に対しても質問する予定です。

## 3. 教科書と検定制度に関心を

2006年12月、第一次安倍政権の下で改定された教育基本法では、国民への直接的な責任を放棄し「日本の伝統や愛国心を育むこと」を教育の目標とし、家庭での教育に関する条項を新設するなど教育の責任が国民に向けられるようになりました。また、現場の声に耳を貸さずに「道徳」が教科化され、子どもたちの内面にまで干渉しています。

2003年の七尾養護学校に続き、2018年3月にも東京都議が足立区立中学校の性教育への発言をし、都教委は区教委に「徹底的に調査」し「指導を進める」と応じました。また、今年4月に閣議決定した答弁書を受けた文科省は、中学社会と高校の地歴・公民の教科書発行者を対象に異例の「臨時説明会」を開き、「従軍慰安婦」等の「訂正申請」について伝えました。検定に合格した教科書の記述を訂正申請するのは、あくまでも発行者・執筆者の自主的な判断によるものでなければならないですし、政治的思惑で左右されることは許されません。来年度から高校の必修科目となる「現代の国語」の教科書には、「文学的文章は除く」と学習指導要領で示されていましたが、小説を載せた5つの教科書が検定で合格したことによりライバル社が「疑義」を呈しました。

多くの人にとって教科書問題はあまり身近でないかもしれません、専門家の研究や現場教師の意向を置き去りにした「国定教科書」に近い制度になっている今、他のはとんどの国にはない検定制度などについても考えていく必要があります。

お子さんやお孫さんの教科書を見たり、私どもの会主催の学習会や講演会、7月初旬の教科書展示会に出かけたりして一緒に考えてみませんか。



# コロナ禍における医療と介護の現場から

熊本県民主医療機関連合会 社会医療法人芳和会 川上 和美

昨年から続く新型コロナウイルス感染症拡大は、ひとびとのいのちや暮らしを脅かし、医療や介護を取り巻く環境、私の専門職である看護の現場にも大きな影響を及ぼしました。

## 【新型コロナウイルス感染症の拡大と医療崩壊】

2019年末に出現した新型コロナウイルスは瞬く間に世界中に広がり、次々と変異を繰り返しながらその感染性や病毒性を増強しつつ拡大を続け、人類を恐怖に陥れました。2021年10月時点での世界全体での感染者数は2億4300万人を超え、死者は495万人を超えています。日本では、2020年1月に国内最初の患者が確認されて以降、2021年8月までに5波にも及ぶ感染拡大を繰り返し、累計患者数は171万人、死者数は1万8千人（2021年10月時点）を超えるました。感染拡大の波を繰り返すたびに前回以上の患者数となり第5波ではかつてない「災害状態」と言われるほど全国に急速に感染が拡大し、多くの国民のいのちが危険にさらされました。病床が逼迫し「医療崩壊」が呼ばれる中、いのちの選別を迫られる、救えるいのちが救えない、自宅待機中の方が亡くなるなどの事態に直面するなど、これまで経験したことのない苦しみや無念と一緒に強い憤りを感じています。

## 【長期にわたる医療・介護従事者の現状】

パンデミックが長引くことによって医療・介護従事者には、感染しない・させないのリスク、行動制限、生活制限が長期間に及び、強いストレスが続くなど心身への負荷は大きくなっています。労働政策研究・研修機構によるエッセンシャルワーカーを対象とした「新型コロナウイルス感染症の感染拡大における労働者の働き方の実態に対する調査（2021年2月～3月調査7月発表）では、職場で感染リスクを感じた労働者は医療で8割弱、福祉・介護で7割弱、精神的負担の増加は、福祉・介護は7割強、医療7割弱、緊張度増加は介護・福祉、医療とも6割強と高い比率になっています。自分が誹謗・中傷を受けた割合は、エッセンシャルワーカー全体で4.2%ですが、医療7.4%、福祉・介護5.4%と他の業種より相対的に高い結果が示

されました。そんな中でも、医療や介護従事者は、感染に対する多くの不安を抱えながらも、患者や利用者、地域住民、そして仲間や家族の、いのちやくらしを守るために必死に頑張ってきました。どんな困難な状況においても、仲間の奮闘に励ましい、支えあいながら、必死に笑顔で患者さんや利用者さんに寄り添っていました。

## 【コロナ禍で浮き彫りになった医療、福祉・介護の脆弱性】

長期にわたるコロナ禍によってあぶり出された社会の在りよう、特に医療、福祉・介護分野での脆弱性が浮き彫りになりました。これまでの政策によって、感染病床をはじめとした病床を減らし、医師や看護師不足の問題に何の対策も講じられず、人員体制や診療報酬においてギリギリの体制でなければ成り立たない構造まで日本の医療体制は追い込まれているところに、今回のようなパンデミックになると容易に破綻し、そのしわ寄せが働いている職員に来る構造となっています。

保健所では、濃厚接触者の特定や入院調整に課題を抱え、業務は逼迫し、土日や深夜まで業務に従事しながらも患者対応に追われる事態も発生しました。保健所機能は、1944年地域保健法に改正、行政改革とともに1992年には852か所あった保健所が現在は469か所しかなく、当然人員も減少、これまで度重なる大規模災害や新型インフルエンザなどの対応時において保健所の現場はすでに逼迫状態でした。憲法25条第2項は、「国はすべての生活方面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」としています。保健所の機能・整備強化は喫緊の課題です。

介護の現場では、低く据え置かれてきた介護報酬によるコロナ以前からの困難をさらに増幅させていました。熊本県内でも高齢者施設での複数のクラスターが発生し、各施設への自己点検・感染防止の徹底を呼びかけられ、多くの施設職員や利用者の不安・負担はより大きなものとなり、サービス提供の休止や利用控えなども発生しました。現在も引き続き感染対策が重要となります。衛生用品等の高騰など、経営にかかる負担は重くのし

かかっています。日常的なケアの場面では、食事介助、入浴介助など身体的な接触は避けられず、常に感染のリスクと背中合わせです。現場のスタッフは「いつ感染するか」「感染させてしまわないか」という不安の中で、利用者・家族の生活を支えています。

### 【コロナ禍での看護学生と未来】

コロナ禍の中で医療や看護を目指す学生たちも厳しい現状にさらされています。学ぶことよりも生きることに必死にならなければならない学生が多くいます。それでも、「日本の未来に希望を持ちたい」「どんな状況に立たされても患者さんの人権を守り、生きる権利の回復のためにたたかえる看護師になりたい」そう語ってくれた看護学生がいました。わたしたちの看護が輝き続け、大切なのちのバトンを未来に安心してつなぐためにも、いのち輝く『ケア』が大切にされる社会へ転換することが大切だと考えます。

### 【熊本県民医連の取り組み】

第5波を乗り越えつつある現在でも終息はしておらず、人々の暮らしの中でもユニバーサルマスキングや三密の回避といった「新しい日常」は常態化しています。感染症に対する恐怖、社会的孤立、失職と貧困、支援の不足などを背景に、経済

格差・健康格差は拡大しています。今あらためて、人と人とのつながりを強め、一人ぼっちにさせない、困ったに寄り添う地域活動はますます重要となります。私たち熊本県民主医療機関連合会では、つながりのある多くの団体とともに、コロナ禍の困窮支援「いのちとくらしを守る相談会」活動を実施しています。無料電話相談会や無料低額診療事業の広報活動などにも取り組んでいます。12月26日には、年越し支援として健康相談会や物資支援を行う予定です。安心して住み続けられるまちづくりは、地域の福祉力を高め、地域を福祉の場につくりかえていく実践と運動であり、地域の様々な団体や個人と結びつき、連帯を強め、まちづくりの一翼を担う存在になっていきたいと思います。

### 【終わりに】

私たちは、コロナ危機を契機にあらためて人間が人間をケアすることの意味と価値を再認識し医療、介護、そして、看護を見つめなおす機会となりました。コロナ禍の中でも、感染症患者を軽症にとどめ重症化を予防する、症状緩和に有用なケアを編み出し実践し、ケアの価値を高めていくこと、人ととの社会的距離の弊害の克服にむけて、「想像」と「創造」が大切だということも学びました。

人間の尊厳は、人間が人間らしくあること、誰もが等しくその人らしく健康に生きる権利はわたしたちひとり一人の国民にあります。何よりも大切なことは、「命の重み、個人としての尊厳を守る」ことです。これからも、多くの団体や地域の人々と連携・連帯し、よりよい社会の実現をめざし、奮闘していきます。

**いのちの相談所** (無料電話相談)

フリーダイヤル 0120-405-887

受付：平日 9:00～17:00

「コロナで仕事がなくなり医療費が払えなくなった」  
 「病院にかかりたくてもお金がない」  
 「介護サービスを受けられず困っている」  
 など医療や介護への悩みや不安などご相談ください



熊本県民主医療機関連合会  
熊本市中央区神水1丁目14-41

【加盟事業所】  
 <わみず病院、菊陽病院、水俣協立病院  
 神經内科リハビリテーション協立クリニック  
 <わみず病院附属平和クリニック  
 <わみず病院附属くすのきクリニック  
 八代中央クリニック、天草ふれあいクリニック・八重寺の杜  
 くまもと福祉会・たくまの里  
 健康共同ファルマ



## 地域を良くするための 新たな12の研究課題

Research theme to make an area better

研究所の創立20周年にあたり、地域から求められている研究課題を12項目に整理しました。今後それぞれの課題で調査研究をすすめ、提言等を行っていきます。

会員内外から参加を募ります。関心のあるテーマがあれば、事務局までお申し出ください。

### 1 コロナ禍の影響と自治体のあり方、 地域経済、福祉関連事業

コロナの感染拡大により明らかになった利益と効率最優先の社会のあり方を見直し、介護・障害者など福祉関連の事業への転換を目指します。

### 7 平成の大合併で合併した旧市町村 の現状調査

平成の大合併によって地域はどう変わったか、旧市町村における予算・議員数などの指標で比較する調査を行います。

### 2 災害復興と地域経済

20年7月豪雨災害の被災地の復興が、真に地域住民の暮らしの向上に生かされるように、住民の声を聴き、住民の立場に立った提言を行います。

### 8 教育をめぐる諸問題

コロナ禍の下、少人数学級や教員の増員を求める世論が高まっているなか、教育環境の改善など教育をめぐる課題に取り組みます。

### 3 地域経済と地方自治体

政府の大企業・開発優先政策の下で地方の衰退がすすむなか、地域経済と地方自治体のあり様を問います。

### 9 ジェンダーをめぐる諸問題

ジェンダー平等社会の実現を目指してダイナミックな変化が起きているなか、ジェンダーをめぐる諸問題に焦点を当てた研究を行います。

### 4 公契約条例の促進

災害復興にあたっても地域経済が潤い復興を早めたと言われる公契約条例について、条例制定の運動を広げます。

### 10 県・市町村の「黒書」づくり

県・市町村の問題点を明らかにし、地域住民の共闘を促進する武器とするため、県・市町村の「黒書」を作成します。

### 5 地方財政と消費税

地方自治体の財政と消費税との関係・実態を明らかにします。

### 11 地方自治体の役割と公務労働

「全体の奉仕者」である自治体労働者の役割を發揮するため、自治体や公務労働のあり方を研究します。

### 6 議会の公開度調査

開かれた議会を求めて議会の公開度調査を行い、自治体に向けて議会の公開を促していきます。

### 12 有明海再生のための研究

諫早湾干拓事業により影響を受けてきた地域の再生を目指し、地域住民の所得・地域経済などの統計データも活用してその道筋を明らかにします。

# コラム 肥後の散歩道

北岡 秀郎

(第3回)  
天災か人災か

坂本村(八代市)、人吉球磨を襲った2020年7月4日大水害は、時間がたっても被害は続き、復興は遅れている。気候変動のせいだと、もちろん予算がないとかいう単純なものではない。

先に、川辺川ダム問題が「造らない」ということで一応の結論が出て、「ダムによらない治水を検討する場」が設けられた。しかし国交省は10年間にわたって事実上議論を避けた。何とかダムを造らせたいと

いう意向が見える。このいきさつ、今後の対策については、自治研が役割を果たした「7・4球磨川豪雨災害はなぜ起きたのか」(編集委員会・花伝社刊)に詳しい。

我が家のある狭い庭に、毎年「アサギマダラ」という蝶が来る。東北から沖縄・台湾までの渡りの蝶だ。今年は例年より2週間くらい遅れて到着した。各地もそのように異常気象によるものと報道された。蝶が遅れたことだけで騒ぐつもりはないが、ダム建設に固執する国・熊本県の態度はあまりにひどい。彼らが言う穴あきダム(流水型ダム)などもう殺人ダムだ。流木で穴が詰まれば洪水の流れる道はなくなる。決壊でもすれば地域一体惨事だ。これは明らかに人災だ。

「読者のひろば」  
皆さんからの寄稿を募集!

会員・読者の皆さんからの寄稿を随時募集しています。

その時々の話題や日常生活の中で感じたこと、地域での取り組みの報告、本誌の記事を読んでの

《注目の書籍紹介》  
子どものための保育制度改革  
保育所利用者減少「2025年問題」とは何か

中山 徹 (著)

自治体研究社刊 ￥1,320 (税込)



2013年から待機児童解消が政策的に進められ、2015年には子ども・子育て支援新制度が始まり、2019年から教育・保育無償化もスタートした。2010年代の10年間は、保育制度、保育施策それと連動して保育所などが大きく変化した。そして、今、保育所、幼稚園、認定子ども園は岐路に立っている。質を犠牲にした量の拡大、行政責任の後退等、だれのための制度改革だったのか。2025年、保育所利用者は減少に転じる、ここで「子どものため」の保育を真剣に考えなくてはいけない。保育環境の改善に舵を切り本当の少子化対策の必要性を説く。

ご感想など、テーマは自由です。

読者の皆さんの自由な意見の発表・交流の場にします。多数の寄稿をお待ちしています。

▽応募方法

氏名・住所・連絡先・タイトル・本文を記載し、メールもしくはFAX・郵送で事務局までお送りください。

▽送り先 (mail) km-tjk@topaz.ocn.ne.jp  
(FAX) 096-383-3531

▽字 数 500字程度 (増減も可)

▽掲載させていただいた方には、本誌を3部贈呈いたします。

編集後記

会員・自治体のためになる情報誌を目指して毎月苦労して発行している本誌、どのように読まれているでしょうか。先日開催した拡大編集委員会では、全県に担当配置・ネットワーク化して地域の話題を充実させること、研究所の調査・研究成果を誌面で報告することなど貴重な意見を多数いただいた。研究所と会員をつなぎ、研究所の顔としての月報をさらに発展させたい。会員の皆さんからも、ご意見ご要望をお寄せください(F)